

随意契約理由書

1 案件名称

南港フェリー埠頭南防災行政無線設備工事

2 契約の相手方

(株)日立国際電気

3 随意契約理由

本工事は、緊急時に災害情報や避難勧告などを本庁舎などから無線通信を利用し、音声で市民に通報する防災行政無線設備（同報系）の移設工事を行うものである。

(株)日立国際電気は、「防災行政無線設備同報系システムデジタル化整備工事（平成31年3月～令和3年3月）」において、既設無線システムの機器の製作及び据付・施工を行っている。

無線設備を運用しながらの移設工事及び作業後の作動確認を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造者しか知りえない知識や技術が必要であることから、当該システムを熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である(株)日立国際電気と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部公共建築課（設備グループ）（電話番号 06-6208-9378）

随意契約理由書

1 案件名称

南港かもめ埠頭防災行政無線設備工事

2 契約の相手方

(株)日立国際電気

3 随意契約理由

本工事は、緊急時に災害情報や避難勧告などを本庁舎などから無線通信を利用し、音声で市民に通報する防災行政無線設備（同報系）の移設工事を行うものである。

(株)日立国際電気は、「防災行政無線設備同報系システムデジタル化整備工事（平成31年3月～令和3年3月）」において、既設無線システムの機器の製作及び据付・施工を行っている。

無線設備を運用しながらの移設工事及び作業後の作動確認を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造者しか知りえない知識や技術が必要であることから、当該システムを熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である(株)日立国際電気と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部公共建築課（設備グループ） （電話番号 06-6208-9378）